

保護者様

笠岡市教育委員会  
教育長 岡田 達也

新型コロナウイルス感染症に係るご家庭へのお願い（笠岡市）

平素から、笠岡市の教育活動へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国は、岡山県に8月27日（金）から、「緊急事態宣言」を出すことを決定する見込みです。笠岡市でも、連日、感染者が確認され、また10代の若年層の感染も増えており、2学期からの感染拡大が懸念されております。

より一層の緊張感をもち、ご家庭と学校との協力が必要となってまいりますので、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、今後の状況によっては対応を見直す場合があることを申し添えます。

記

1 登校前の検温等

- ・登校前には必ず検温し、児童生徒に発熱があった場合や咳等の風邪の症状がある場合、または同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合には、登校を控え自宅で様子を見るようにお願いします。
- ・児童生徒本人及びご家族の朝の検温を含めた健康観察等にご協力ください。
- ・検温を忘れた児童生徒には、教室に入る前に必ず検温をすることとします。その際、発熱があった場合や、登校後に発熱や咳等の風邪の症状が出た場合には、別室で待機し、保護者に連絡の上、帰宅することとなりますので、学校からの連絡やお迎え等に速やかに対応していただきますようお願いします。

2 オンラインを活用した学習指導や健康観察の実施に備えて

- ・ご家庭にある端末や貸出申請をしている端末を、ご家庭のインターネット環境で児童生徒のグーグルIDでログインできるように設定してください。
  - ・クラスルームへのログインやミーティングでのオンライン接続等アプリケーションのテストを行っておいてください。
- （※1、2年生は後日接続テストを行いますので、その後ご家庭でお願いします。）

※ 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安（参考資料 「小・中学校における登校の取扱いについて」で御確認ください）

- (1) 児童生徒の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

出席停止とする期間は、上記(1)については、保健所等が指示する日まで、(2)については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間、(3)(4)については、症状がみられなくなるまでとする。

3 その他

- ・児童生徒または同居の家族等が、PCR検査（抗原検査等含む）を受ける場合は、各学校へ必ず御連絡ください。